

子育て応援パスポートの利用者等に係る公の施設関係規則の特例に関する規則をここに公布する。

令和2年7月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第54号

子育て応援パスポートの利用者等に係る公の施設関係規則の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子育て応援パスポート交付規則（令和2年岩手県規則第53号。以下「交付規則」という。）第2条第1項に規定する子育て応援パスポートの利用者等（交付規則第3条に規定するパスポート所持者及びパスポート利用者をいう。以下「子育て応援パスポートの利用者等」という。）に係る公の施設関係規則の特例について定めるものとする。

(子育て応援パスポートの利用者等に係る公の施設関係規則の規定の規則で定める者の特例)

第2条 子育て応援パスポートの利用者等（交付規則第2条第1項に規定する子どもを含む場合に限る。以下同じ。）が次の表の左欄に掲げる条例で定める公の施設を利用する場合には、当該子育て応援パスポートの利用者等は、同表の右欄に掲げる規則の規定にかかわらず、当該規定の規則で定める者とみなす。

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号）	県立都市公園条例施行規則（昭和41年岩手県規則第51号）第5条第1項
県立体育館条例（昭和42年岩手県条例第23号）	県立体育館条例施行規則（昭和42年岩手県規則第51号）第7条
県立野球場条例（昭和45年岩手県条例第24号）	県立野球場条例施行規則（昭和45年岩手県規則第18号）第7条
県立スケート場条例（昭和47年岩手県条例第27号）	県立スケート場条例施行規則（昭和47年岩手県規則第82号）第7条
博物館条例（昭和55年岩手県条例第41号）	博物館条例施行規則（昭和55年岩手県規則第78号）第3条
青少年の家条例（昭和56年岩手県条例第16号）	青少年の家条例施行規則（昭和58年岩手県規則第77号）第3条
家族旅行村条例（昭和58年岩手県条例第14号）	家族旅行村条例施行規則（昭和58年岩手県規則第35号）第6条
スキージャンプ場条例（昭和60年岩手県条例第36号）	スキージャンプ場条例施行規則（昭和60年岩手県規則第94号）第5条
水産科学館条例（昭和61年岩手県条例第23号）	水産科学館条例施行規則（昭和61年岩手県規則第67号）第5条
武道館条例（昭和61年岩手県条例第46号）	武道館条例施行規則（昭和61年岩手県規則第92号）第8条
福祉の里センター条例（平成4年岩手県条例第17号）	福祉の里センター条例施行規則（平成4年岩手県規則第36号）第8条
屋内温水プール条例（平成5年岩手県条例第41号）	屋内温水プール条例施行規則（平成5年岩手県規則第78号）第8条
農業ふれあい公園条例（平成10年岩手県条例第28号）	農業ふれあい公園条例施行規則（平成10年岩手県規則第104号）第9条
美術館条例（平成13年岩手県条例第52号）	美術館条例施行規則（平成13年岩手県規則第126号）第3条
いわて子どもの森条例（平成15年岩手県条例第25号）	いわて子どもの森条例施行規則（平成15年岩手県規則第38号）第6条

附 則

この規則は、令和2年9月1日から施行する。